

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶<https://sii.or.jp/>

### 二次公募

公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木)  
交付決定:2025年9月上旬(予定)

### 三次公募

公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定)  
交付決定:2025年11月中旬(予定)

### 事業期間

交付決定日から2026年1月31日(土)まで

※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(水)まで

申請

審査

事業期間

事業開始

発注

設置

検収

支払い

※契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。

交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

事業完了

単年度事業

2026年  
1月31日まで

複数年度事業

2029年  
1月31日(最大)まで

## 留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

### (I)工場・事業場型

のうち 先進枠

03-5565-3840

のうち 一般枠・中小企業投資促進枠 03-5565-4463

03-5565-3840

### (II)電化・脱炭素燃転型

ナビダイヤル

IP電話

0570-039-930 042-303-0420

### (II)設備単位型

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

### (IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

## 2次公募

令和6年度補正予算

# 省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(I, II, IV)

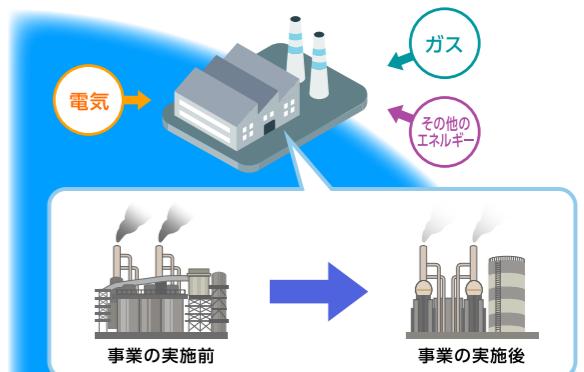
省エネルギー投資促進支援事業費補助金(III, IV)

本事業は、省エネルギーの推進を目的に工場事業場全体と設備単位の両面から、国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を支援します。



## (IV)エネルギー需要最適化型

見える化や運用改善により、省エネを図る事業



## (I)工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業

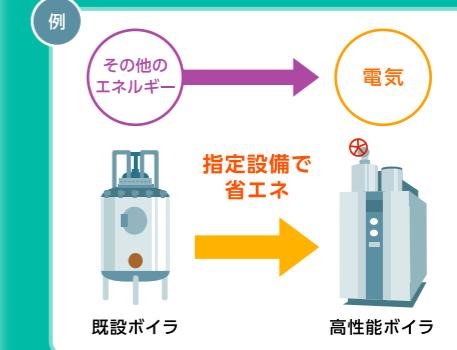
## (III)設備単位型

SIIが高効率な設備として登録及び公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



## (II)電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業



(I)(II)(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。

(III)(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。

2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

一般社団法人  
**sii** 環境共創イニシアチブ  
Sustainable open Innovation Initiative

# 省エネ・非化石転換補助金では、設備導入を行う補助事業を4つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(I) 工場・事業場型			(II) 電化・脱炭素燃転型	(III) 設備単位型	(IV) エネルギー需要最適化型	
	先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠				
事業要件	<p>①先進設備・システムの導入</p> <p>資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業</p>	<p>②オーダーメイド型設備 又は省エネ効果が高い高効率な設備(③指定設備)</p> <p>機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <p><b>大規模設備投資を支援</b></p> <p>オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。</p>		<p>④指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入</p> <p>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業</p>	<p>省エネ効果が高い高効率な設備(⑤指定設備)の導入</p> <p>SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <p><b>ユーティリティ設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等)</li> <li>② 産業ヒートポンプ</li> <li>③ 業務用給湯器</li> <li>④ 高性能ボイラ</li> <li>⑤ 高効率コージェネレーション</li> <li>⑥ 低炭素工業炉</li> <li>⑦ 変圧器</li> <li>⑧ 冷凍冷蔵設備</li> </ul> <p><b>生産設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 工作機械</li> <li>⑫ プラスチック加工機械</li> <li>⑬ プレス機械</li> <li>⑭ 印刷機械</li> <li>⑮ ダイカストマシン</li> </ul> <p>上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。</p>	<p>⑥ EMS (エネルギー・マネジメントシステム) 機器の導入</p> <p>SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</p>	
省エネルギー効果の要件 <sup>*1</sup>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 : 30%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 : 1,000kl以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 : 15%以上(注)</li> </ul> <p>※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせて上記要件を満たすことも可とする。</p> <p>(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。 ※非化石転換の場合であっても、増エネとなる事業は補助対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。</p>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 : 10%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 : 700kl以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 : 7%以上(注)</li> </ul>	<p>原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ率+非化石割合増加率 : 7%以上</li> <li>・省エネ量+非化石使用量 : 500kl以上</li> <li>・エネルギー消費原単位改善率 : 5%以上(注)</li> </ul>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 産業ヒートポンプ</li> <li>③ 業務用ヒートポンプ給湯器</li> <li>④ 高性能ボイラ</li> <li>⑤ 高効率コージェネレーション</li> <li>⑥ 低炭素工業炉</li> </ul> <p>※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象となる。 ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。(但し、併用する場合でもあっても将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことも求める)</p>	<p>原油換算量ベースで、更新範囲内において以下いずれかの要件を満たす事業</p> <p><b>省エネ率 : 10%以上</b></p> <p><b>省エネ量 : 1kl以上</b></p> <p><b>経費当たり省エネ量 : 1kl/千万円以上</b></p> <p>※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。</li> <li>・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)</li> </ul>	
投資回収要件	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること		設備費	設計費・設備費・工事費	
補助対象経費	設計費・設備費・工事費						
補助率	中小企業者等 <sup>*2</sup>	2/3以内	1/2以内	1/2以内		1/2以内	
	大企業 <sup>*3</sup> その他 <sup>*4</sup>	1/2以内	1/3以内	対象外		1/3以内	1/3以内
補助金限度額	単年度事業	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【下限額】100万円/年度		【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体	
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体)	【下限額】100万円/年度			【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)	【下限額】100万円/年度			【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体

(I)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

\*1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することとする。

\*2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

\*3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要領等を確認すること。

\*4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。